

令和6年2月26日招集

第2回 狹山市農業委員会総会議事録

狹山市農業委員会

令和6年第2回狹山市農業委員会総会

令和6年2月26日（月曜日） 開催場所 堀兼農村環境改善センター

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画（案）について
 - (2) 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 報告事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) 生産緑地の斡旋について（依頼）
 - (3) その他
- 5 閉会 午後2時30分

本日の出席農業委員 12名

1番 浅見 誠 次	2番 落 合 房 子	3番 小野田 敏 枝
4番 細 田 幸 司	5番 仲 川 知 範	6番
7番 小 口 英 吉	8番 岸 進	9番 諸 口 秀 敏
10番	11番 増 田 棟 順	12番 吉 田 博 幸
13番 渡 邊 隆 夫	14番 増田 茂	

（本日の欠席委員 1名） 平 本 洋 章

本日の出席推進委員 8名

甲 田 善 徳	清 水 芳 則	小 澤 俊 夫	室 岡 英 紀
奥 富 文 典	片 岡 弘 幸	齋 藤 孝 史	高 橋 弘 樹

職務のため出席した事務局職員

主幹 三 ツ 木 淳 主査 上 田 知 佐 子

事務局 これより令和6年第2回狹山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認をお願いします。

本日の配付資料ですが、運営委員会にて配付しました

- ・総会議案書
- ・資料1 議案図面資料

席上に配付しました

- ・資料2 農地法第3、4、5条の届出受理状況
- ・資料3 生産緑地の斡旋について（依頼）
- ・あっせん台帳
- ・狹山市農業委員会旅行会計報告

となります。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狹山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第2回狹山市農業委員会総会となりますが、『狹山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長をお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 （会長の挨拶）

事務局 ありがとうございました。
それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議 事

議 長 只今から、第2回狹山市農業委員会総会を開催します。
なお、議席番号 10番 平本委員につきましては、本日の総会を欠席する旨の届出がありましたので報告します。
始めに『狹山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。
今回は、議席番号11番 増田棟順委員と12番 吉田委員をお願いします。
これより議案の審議を行います。
最初に第2回総会の概要を事務局から説明してください。

事務局 農地法第5条の申請が入間川地区で1件、柏原地区で1件、水富地区で1件、併せて3件です。

農用地利用集積計画は入間川地区で1件、入曽地区で1件、堀兼地区で2件、奥富地区で8件、柏原地区で1件、併せて13件です。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第1号「農用地利用集積計画」を審議していただく前に、農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。

はじめに入間川地区の甲田推進委員、お願いします。

甲田委員 比較的寒い時期なので、雑草はまだ生えていません。暖かくなったら生えてくると思うので、見守っていこうと思います。

議長 続いて入曽地区清水推進委員に報告願います。

清水委員 まだ雑草は生えていませんが、気温の上昇に伴って増えてくると思うので、見守りをしていきたいと思います。

議長 続いて堀兼地区小澤推進委員に報告願います。

小澤委員 1月30日に堀兼中学校で異臭騒ぎがありましたが、翌日、異臭の発生元となった農地を見て来ました。4反の農地にピクリンを打って、その後2日ほど経っていましたが、ガスが抜けて、南風が吹いていたため、中学校の校庭に臭いのついた空気が澱んでしまったのかもしれませんが。農協の指導もあったのか、見に行った時は全面ビニールで被覆されていましたが、明日は我が身と思って、気をつけなければと思いました。

議長 続いて、堀兼地区室岡推進委員に報告願います。

室岡委員 あっせん台帳に記載の農地について、1筆は借り手が見つかりました。もう2筆も借りてもらえないか、当たっているところです。

認定新規就農者3人の指導をしています。春と秋に圃場へ行って状況を確認しています。1人はしっかりできていますが、1人は奥さんの具合が悪いため管理が行き届かず、里芋が放置されているなど畑は荒れています。もう1人は、もともと2人で柏原など10haほどを借りて耕作していましたが、経営方針の違いから1人は所沢の農業法人に就職し、もう1人は規模を縮小しながら狭山で営農を続けています。

議 長 続いて、堀兼地区奥富推進委員に報告願います。

奥富委員 農地調査で上がってきた農地のうち、刈り払い機できれいにしているところがありました。

担当地区ではありませんが、尾花台の農地を持っている人から貸したいという相談があり、貸すにしても、草などはきれいにした方がよいというアドバイスをしたところ、間もなく業者が7～8人でやってきて草を刈り、パイプハウスも片付けてきれいになりましたので、誰かやってくれそうな人がいれば話が進められると思います。

議 長 続いて、奥富地区片岡推進委員に報告願います。

片岡委員 売却希望の農地について、全体的にきれいにしたり、土に返す目的で畑に置いてある畳の最終的な処分をどうするのかなど、確認をしたいと思っています。

議 長 続いて、柏原地区齋藤推進委員に報告願います。

齋藤委員 全筆調査の後、一周りパトロールをしてきましたが、秋の草が改めて刈り取られていたところが半数、残り半数はそのままという状況でした。刈り取られているところも、新たに春の草が芽吹きつつありますので、今後も声掛けをしていきたいと思っています。

議 長 続いて、水富地区高橋推進委員に報告願います。

高橋委員 農地の見回りをしましたが、冬の間、耕うんしなかった畑が既に青くなっていますので、今後も見回りをしていきたいと思っています。

議 長 報告が終わりましたが、農業委員から質疑等はございますか。

私の方から1つ、室岡推進委員、もともと2人で耕作していた10haの農地は今後どうなりそうですか。

室岡委員 ネギを栽培していましたが、収穫方法を変えるので、これまでのような面積は回せなくなるとは思いますが、今のところ荒れている様子は見られません。自分でできないところは、他に借りてくれる人がいないか個人的に探しているようです。気になるのは柏原で譲り受けた農地で、そこがどうなるか心配しています。

増田茂委員 柏原の農地は、早め早めに作業をしている様子が見られるので、荒れるということとはなさそうです。

小野田 水野の農地は、所有者に返すという話を聞いています。

委員

室岡委員 直接本人から聞いてはいませんが、今後そういう農地が出てくるかもしれません。

議長 農業委員から他に質疑等がございますか。

無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。

各地区の推進委員におかれましては、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号「農用地利用集積計画」を議題とします。

議案第1号「農地利用集積計画」について事務局より説明を求めます。

事務局 今回は利用権設定が11件15筆、地目「田」が9件13筆、16, 184㎡、
地目「畑」が2件2筆で3, 145㎡です。
所有権移転は2件3筆で、4, 893㎡、全て地目「畑」です。

1 件目

渡し人は下奥富にお住まいの方、受け人は同じく下奥富にお住まいの方です。

所在地は大字上奥富字思川、地目は田、面積は1, 000㎡、権利の種類は賃貸借権設定です。

受け人は、認定農業者となっています。

2 件目

渡し人は下奥富にお住まいの方、受け人は1件目と同じ方です。

所在地は大字下奥富字山崎、地目は田、面積は1, 087㎡、権利の種類は賃貸借権設定です。

3 件目

渡し人は下奥富にお住まいの方、受け人は1件目と同じ方です。

所在地は大字下奥富字三島木 地目は田、面積は1, 392㎡、権利の種類は賃貸借権設定です。

4 件目

渡し人は上奥富にお住まいの方、受け人は1件目と同じ方です。

所在地は大字上奥富字新田、地目は田、面積は898㎡、権利の種類は賃貸借権設定です。

5 件目

渡し人は下奥富にお住まいの方、受け人は1件目と同じ方です。

所在地は大字下奥富字神田、地目は田、面積は1, 959㎡、権利の種類は賃貸借

権設定です。

6 件目

渡し人は下奥富にお住いの方、受け人は1件目と同じ方です。

所在地は大字下奥富字弁天通、地目は田、面積は960㎡、権利の種類は賃貸借権設定です。

7 件目

渡し人は下奥富にお住いの方、受け人は1件目と同じ方です。

所在地は大字下奥富字宮後、地目は田、面積は4,345㎡、権利の種類は賃貸借権設定です。

8 件目

渡し人は下奥富にお住いの方、受け人は1件目と同じ方です。

所在地は大字下奥富字弁天通、地目は田、面積は1,078㎡、権利の種類は使用貸借権設定です。

9 件目

渡し人は中新田にお住いの方、受け人は堀兼にお住いの方です。

所在地は大字堀兼字平野、地目は畑、面積は2,145㎡、権利の種類は使用貸借権設定です。

受け人は、認定農業者となっています。

10 件目

渡し人は狭山市狭山にお住いの方、受け人は上奥富にお住いの方です。

所在地は狭山、外4筆、地目は田、面積は3,465㎡、権利の種類は賃貸借権設定です。

受け人は、認定農業者となっています。

11 件目

渡し人は、狭山市狭山にお住いの方ほか3名、受け人は、いるま野農業協同組合です。

所在地は柏原字上の原、地目は畑、面積は1,000㎡、権利の種類は賃貸借権設定です。

12 件目

渡し人は北入曽にお住いの方、受け人は渡し人のお子さんです。

所在地は大字上赤坂字霞ノ丘、外1筆、地目は畑、面積は3,566㎡、

権利の種類は所有権移転です。

受け人は、認定農業者となっています。

13件目

渡し人は水野にお住まいの方、受け人は同じく水野にお住まいの方です。

所在地は大字水野字本堀、地目は畑、面積は1,327㎡、権利の種類は所有権移転です。

受け人は、認定農業者となっています。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑が無いようですので、利用権設定については、承認いただいたものとしたします。
次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号2整理番号1について審査結果を報告します。
申請地は狭山市入間川字中向沢、地目は畑、面積は302㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市に居住する個人で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

岸委員 議案番号2整理番号2について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字根岸字大原、地目は畑、面積は1,482㎡です。

農地区分につきましては、

- ・ 駅、インターチェンジから300m以内にある はい

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は東京都渋谷区で製造業を営む法人で、転用目的は工場敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は なし
- ・ 代替性は 適
- ・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

渡邊委員 本件は20年間の賃貸借契約ということですが、返却の際に原状回復を行うという誓約書はありますか。

岸委員 その旨を記載した誓約書がついています。

議 長 他に質疑等がありますか。

無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

増田棟順 議案番号2整理番号3について審査結果を報告します。

委員 申請地は狭山市柏原字字尻、地目は畑、面積は666㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる はい

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は東京都豊島区で建設機械の販売、買取り、レンタルを行う法人で、転用目的は駐車場敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

よって、本件を『承認』とし、県に提出します。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、報告事項に移ります。

事務局から農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、順次、説明を求めます。

事務局 農地法第3条の3の規定による届出は6件22筆、全て地目「畑」、面積は17,026㎡、全て相続による届出で、整理番号2番、3番について、あっせんの希望があります。

農地法第4条の規定による届出は3件3筆、全て地目は「畑」、面積は1,228㎡、転用目的は住宅敷地2件、寄宿舍1件です。

農地法第5条の規定による届出は8件10筆、全て地目は「畑」、面積1,244.71㎡、転用目的は住宅敷地が3件、道路敷地が3件、ゴミ置き場敷地が1件、資材置場が1件です。

農業用施設に係る届出が1件1筆です。

通信事業計画書の届出が1件1筆です。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑はないようです。
次に「農地あっせん台帳」について事務局から説明をお願いします。

事務局 【「農地あっせん台帳」について説明】

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようです。
次に生産緑地の斡旋について、事務局から説明をお願いします。

事務局 都市計画課より、別紙のとおり、2件のあっせんの依頼がありましたので、よろしくをお願いします。

議長 説明がおわりました。
質疑を受け付けます。
質疑はないようです。
事務局から、その他、何かありましたらお願いします。
その他について、委員から何かありますか。
無いようですので、これをもちまして、令和6年第2回狭山市農業委員会総会を終了します。
ご協力ありがとうございました。